滋賀県立総合病院
療育センターのごあんない

子どもたちのすこやかな成長と発達を願って

通所支援区分： 指定児童発達支援



設置：滋賀県
運営：滋賀県病院事業庁

施設紹介

当病院療育センターは、児童福祉法に基づく児童発達支援センターです。

通園の対象となるのは、就学までの乳幼児期の運動発達や知的発達に重度の障害がある子どもたちです。注入栄養や呼吸器管理などの医療面の対応が必要な子どもたちも通園できます。

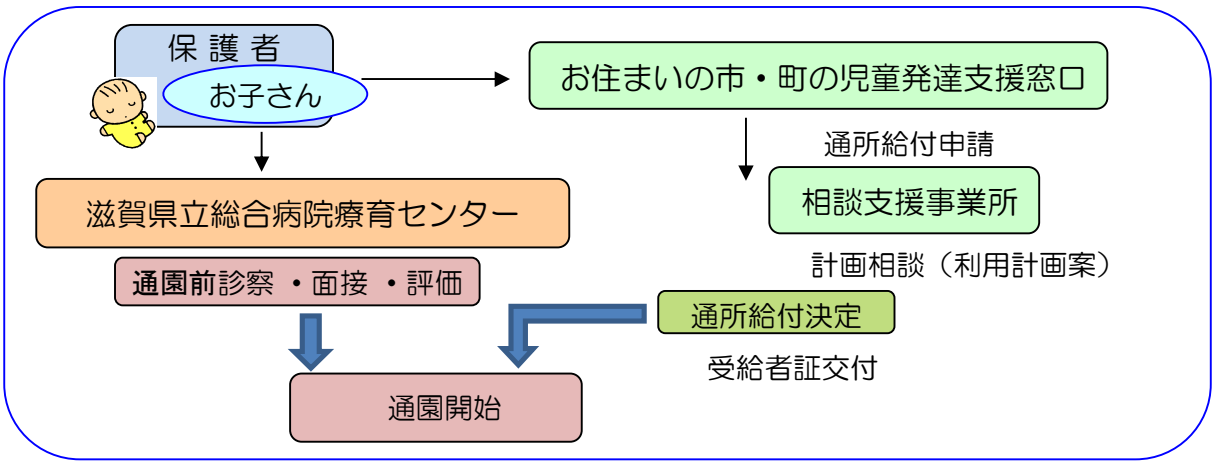
療育活動には、ご家族もいっしょにご参加いただき、子どもたちの発達支援を行います。子どもたちの障害特性にあわせたグループ保育、専門スタッフによる個別リハビリや相談支援、ご家族対象の研修等を行い、子どもたちが地域で家族と共に豊かな生活が送れるよう支援しています。

この他にも、通園前の乳幼児を対象にした「障害乳幼児相談支援事業（3グループ）」や県下の児童発達支援センターや事業所にリハビリ等専門スタッフを派遣して療育支援を行う「巡回療育相談等事業」、療育に携わっている関係者を対象にした「療育研修事業」等の事業を実施しています。

入園手続き

療育センターの通園は障害福祉サービスの利用となります。相談支援事業所によるサービス利用計画の作成が必要となりますので、まず、お住まいの市町の児童発達支援窓口へご相談ください。また、通園前の診察や面接、専門スタッフの評価をうけていただきます。

入園手続きは、年間を通じて受け付けています。



費用負担

児童福祉法により、障害児通所給付費利用者負担金と食費をご負担いただきます。
利用者負担金の上限額は、家庭の収入状況等により異なります。
【※滋賀県では独自の減免制度があります。詳しくは職員にお尋ねください。】

スタッフ

児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、医師、看護師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理判定員がそれぞれの専門性を生かしながら、総合的な視点をもって個別支援計画を作成し療育を実践しています。

療育グループ

子どもたちの姿勢・運動や発達の状況・課題によってグループを編成し、それぞれのねらいにそった療育を実施しています。グループは、在籍している子どもたちの状況にあわせて年度ごとに編成しています。保育や生活活動などは、グループでの活動が基本となります。

保育士・児童指導員が中心となってグループでの保育活動を実施しています。医療的な配慮が必要な場合は、看護師が保育活動にも参加しています。子どもたちの発達を多角的に支援するために、他のスタッフも協働参加しています。

また、食事は、この時期の子どもたちにとってとても重要です。管理栄養士と言語聴覚士が協力して、子どもたちの栄養面や摂食状況に合わせて食事内容・量や形態を検討して提供しています。

3歳未満のダウン症乳幼児とその家族を対象とした集団療育も実施しています。

遊びの活動を通して発達全般を支援するとともに、運動や食事・栄養についてなど生活に根差した支援を行っています。

個別指導・相談

グループ保育（活動）と並行して、個別指導（リハビリテーション、視覚障害児支援）・相談を実施しています。個別リハビリテーションは、姿勢・運動・生活動作・摂食・コミュニケーションなどについて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が実施しています。視覚障害児支援は、視覚に課題がある児に対して個別保育を行っています。個別相談は、発達、生活、栄養、健康などについて、児童発達支援管理責任者、心理判定員、管理栄養士、看護師等が実施しています。

保護者研修会

スタッフによる保護者対象の研修会やグループワークを実施しています。

ケースカンファレンス

保護者の方や関係機関の方にもご参加いただき、半年に一回、ケースカンファレンスを実施し、療育の目標・内容についてのふりかえりや見直し、今後に向けての情報共有を行います。

外来療育事業　（障害乳幼児相談支援事業）

障害福祉サービスの児童発達支援（通園療育）とは別に、外来療育を実施しています。

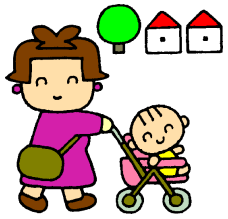
ぱんだクラブ・らっこクラブ

通園前のプレ療育として、週1回程度（午後）開催しています。利用期間は6か月です。

ぴよぴよクラブ

わいわい教室プレ療育として、月2回程度（午前）開催します。利用期間は2か月です。

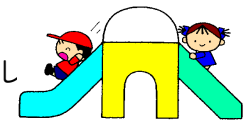
療育センターの日課
～通園の１日の流れ～



グループ保育

9:30 登園・健康チェック
活動の準備

9:45 朝の会
水分補給・トイレ



10:30 グループ活動



11:35 トイレ・給食準備

11:45 給食

（昼休み）





13:30 グループ活動（午睡）

14:15 トイレ・おやつ準備
14:25 おやつ
15:00 帰りの会・降園



個別指導・相談

①　９：００～　９：４０

②　９：４５～１０：２５

③　１０：３０～１１：１０

④　１１：１５～１１：５５

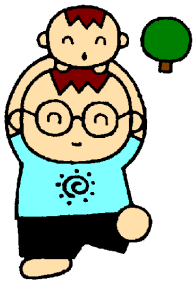
（摂食指導）１１：４５～

⑤　１２：１０～１２：５０

⑥　１３：００～１３：４０

⑦　１３：５０～１４：３０

（摂食指導）１４：２５～



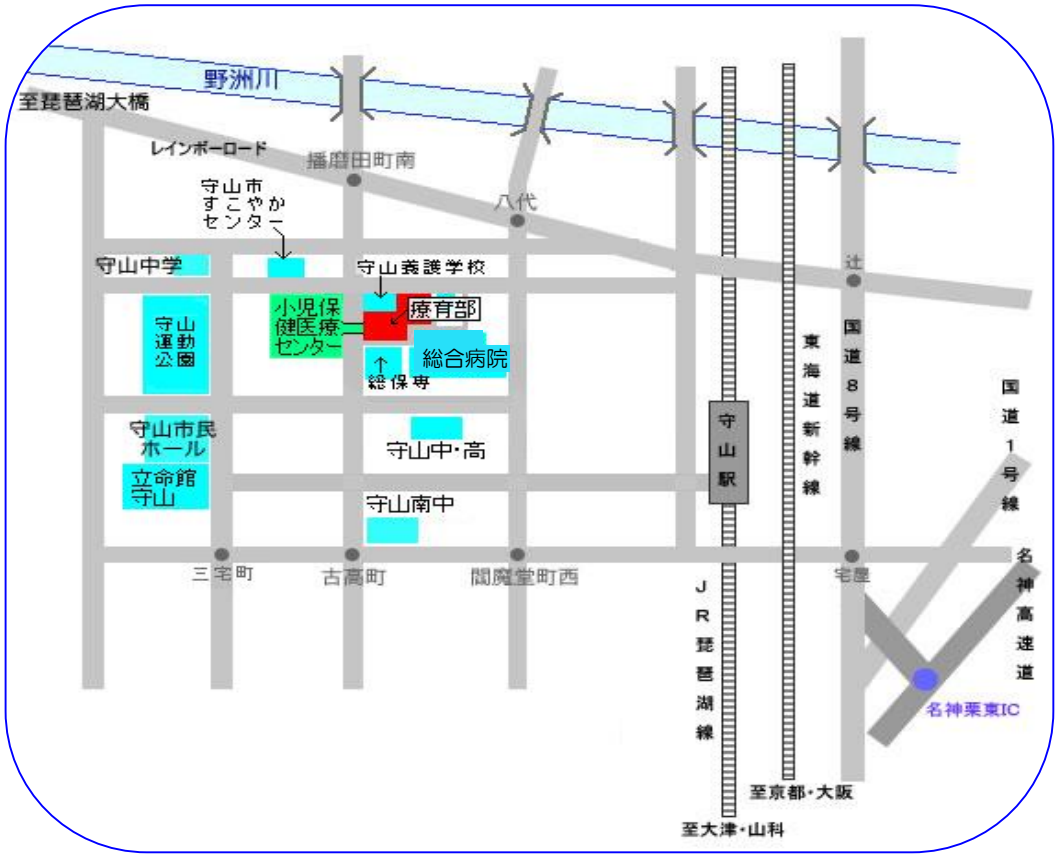


個別指導・相談は、保育活動と並行して実施します。

施設の沿革

○昭和32年　8月　肢体不自由児施設「滋賀整肢園」東浅井郡浅井町に開設
○昭和49年　4月　守山市守山町に移転
○昭和55年11月　「滋賀県立小児整形外科センター」に名称変更
○昭和63年　4月　「滋賀県立小児保健医療センター」を隣接地に新築
○昭和63年10月　「滋賀県立心身障害児総合療育センター」を開設
（公設民営：社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団により運営）
○平成17年　4月　隣接の「滋賀県立小児保健医療センター」と組織統合
「滋賀県立小児保健医療センター療育部」となる（公設公営：県直営）
○平成18年　4月　滋賀県病院事業庁の所管となる
○令和　7年　1月　隣接の「滋賀県立総合病院」と組織統合
「滋賀県立総合病院療育センター」となる

周辺地図



交通機関

電車：　ＪＲ琵琶湖線守山駅下車　徒歩約２５分

バス：　近江鉄道バス（または江若バス）
守山駅～小児保健医療センター前（約12分）下車　徒歩３分

自家用車：名神高速道路　栗東ＩＣから約１５分



滋賀県立総合病院療育センター
〒524-0022　滋賀県守山市守山五丁目６番１５号
ＴＥＬ（０７７）５８３－２１２５
ＦＡＸ（０７７）５８３－２１２７